



資料 1

総統調第 485 号

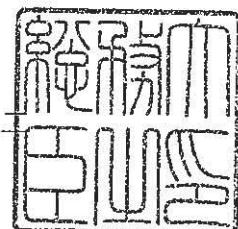
平成 24 年 10 月 26 日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣

樽床 伸



諮詢第 44 号

国勢調査に係る匿名データの作成について（諮詢）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮詢の概要 (国勢調査に係る匿名データの作成について)

今回、総務省は、国勢調査（平成 12 年及び 17 年）について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 国勢調査の匿名データを作成する理由

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、本邦内に常住している者を対象にほぼ 5 年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において利用ニーズが高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

2 作成する匿名データの種類

「平成 12 年国勢調査（大規模調査）」及び「平成 17 年国勢調査（簡易調査）」とする。

大規模調査と簡易調査とで調査項目が異なること及び時系列での比較を考慮して、2か年分を作成する。

3 匿名データの作成方法の概要

適用する匿名化措置は、以下のとおりである。

- ・国勢調査の全世帯数（母集団）から 1 % の割合で匿名データ用のファイルを作成する（サンプリング）。
- ・直接的な識別情報は、レコードから全面的に削除する。また、レコードの配列順が意味を成さないように、無作為に並べ替えを行う（識別情報の削除等）。
- ・発生頻度の低いレコード又は特徴的な値があるレコードを含む世帯を削除する（裾切りによるレコード削除）。
- ・既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯を削除する（母集団一意等の削除）。
- ・極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする（トップコーディング）。
- ・分類区分の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする（リコーディング）。
- ・一部世帯を他の地域の類似世帯に入れ替える（スワッピング）。

国勢調査（平成12年及び17年）の匿名データの作成方法（案）

国勢調査については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成21年2月17日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に示された基準を踏まえ、調査票情報（個票データ）に対して以下の処理を施すことにより匿名データを作成する。

なお、国勢調査の調査票情報は、1レコード1個人という編成であり、1レコードにはその個人が属する世帯の情報も含まれている。

1 作成する調査年次

「平成12年国勢調査（大規模調査）」及び「平成17年国勢調査（簡易調査）」とする。

なお、各年次における調査票情報のレコード数は次のとおり。

- ・平成12年：約1億2千7百万レコード（約1億2千7百万人、約4千7百万世帯）
- ・平成17年：約1億2千8百万レコード（約1億2千8百万人、約5千万世帯）

2 ファイルの種類

「世帯単位のファイル」を作成する。

3 作成に使用するデータ

全数データとする。

なお、使用する全数データには、調査票に記入された内容を数値や符号などに置き換えた電磁的記録を用いるため、調査票に文字で記入された「氏名」や「都道府県名・市区町村名」などは含まれていない。

4 地域区分

「都道府県」及び「人口50万以上の市区」とする。その理由は以下のとおり。

- (1) 地域区分に対するニーズが高いこと
- (2) 国勢調査結果（基幹統計）では、従来から人口50万以上の市区について、詳細な統計表を提供していること

5 サンプリング

母集団の1%をサンプリングする。その理由は以下のとおり。

- (1) 母集団の1%のデータ量は、都道府県のみならず、人口50万以上の市区など、一定の人口規模以上の市区についての集計・分析が可能と考えられること
- (2) 先行提供調査においても、総人口の1%以下としていること

調査名	リサンプリング率	総人口比率
全国消費実態調査	80%	0.1%
社会生活基本調査	80%	0.1%
就業構造基本調査	80%	0.6%
住宅・土地統計調査	10%	0.6%

なお、サンプリングされたデータに対し、以下の匿名化処理を施す。

6 サンプリング方法

世帯の種類(一般世帯及び施設等の世帯)ごとに抽出処理を行い、これらを統合して提供用匿名データとする。

- (1) 「一般世帯」については世帯単位で抽出する。「施設等の世帯」については個人単位で抽出する。
- (2) 「一般世帯」は市区町村コード>世帯人員>調査区番号>世帯番号の順に、「施設等の世帯」は市区町村コード>調査区番号>世帯番号の順にソートする。
- (3) 1から100までの数字の中から、無作為に選んだ数を抽出起番号とし、抽出間隔を100として、「一般世帯」は世帯単位、「施設等の世帯」は個人単位に、系統抽出法により抽出する。
- (4) 抽出された世帯は乱数を用いて並び替える。

7 情報の削除

(1) 直接的な識別情報の削除

人口50万未満の市区町村コード、調査区番号、世帯番号・調査区内連番など、調査客体を直接識別できる情報を削除する。

(2) 発生頻度の低い又は特徴的な値があるレコードの削除

発生頻度が低く、又は特徴的な値があり、分類区分の再編等の匿名化措置によっても、なお調査客体が特定される可能性の高い以下のレコードを含む世帯を削除する。

① 世帯人員が多い世帯

地域区分により、世帯人員が7～9人以上いる世帯を削除

② 父子世帯

③ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯

年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯を削除

④ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯

年齢差が45歳以上の親と子、年齢差が14歳以下の親と長子又は19歳以下の親と末子のいる世帯を削除

⑤ 世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯

地域区分により、子供の数が3～7人以上いる外国人世帯を削除

(3) 既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯の削除

既存の統計表により、全国において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯を削除する。加えて、既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれる統計表については、地域（都道府県、人口50万以上の市区）において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯も削除する。

8 分類区分の再編

提供する分類区分は、報告書の分類区分を基本とし、調査客体が特定される可能性の高い

分類区分については、他の分類区分との統合又はトップコーディングにより再編する。

(1) 世帯員に関する項目の再編

① 年齢

ア 0歳～84歳

5歳階級別で提供する。

イ 85歳以上

トップコーディングする。

② 世帯主との続き柄

「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」を統合する。

③ 国籍

「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない。

④ 5年前の住居の所在地（平成12年国勢調査）

「他県から」及び「国外から」を統合する。

⑤ 労働力状態

「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統合する。

⑥ 就業時間

ア 実数及び階級で提供する。

イ 実数については、90時間以上をトップコーディングする。

⑦ 従業上の地位

「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」を統合する。

⑧ 産業（大分類）

類似の分類区分を、以下のように統合する。

ア 「農業」、「林業」及び「漁業」を統合する。

イ 「鉱業」及び「建設業」を統合する。

ウ 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合する。

エ 「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を統合する。（平成17年国勢調査）

⑨ 職業（大分類）

「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合する。

⑩ 常住地による従業地・通学地

「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」を統合する。

⑪ 利用交通手段（平成12年国勢調査）

「利用交通手段が1種類」について、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」及び「その他」を統合する。

(2) 世帯に関する項目

① 世帯の種類

ア 「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分を提供する。

イ 「施設等の世帯」の内訳は提供しない。

② 世帯人員

ア 「一般世帯」について、地域区分により、世帯人員が7～9人以上いる世帯を削除。

イ 「施設等の世帯」については提供しない。

③ 世帯の家族類型

6区分による提供

④ 家計の収入の種類（平成12年国勢調査）

提供しない。

⑤ 住居の種類・住宅の所有の関係

ア 「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」を統合する。

イ 「給与住宅」及び「間借り」を統合する。

ウ 「住宅以外に住む一般世帯」の内訳（「会社等の独身寮」及び「その他」）は提供しない。

⑥ 住宅の床面積

ア 実数ではなく、階級で提供する。

イ 「200～249m²」及び「250m²以上」を統合する。

⑦ 住宅の建て方、建物全体の階数及び世帯が住んでいる階

ア 「長屋建」及び「その他」を統合する。

イ 共同住宅

(建物全体の階数)

実数ではなく、階級で提供する。また、地域区分により、以下のとおりの匿名化措置を行う。

(ア) 匿名化措置なし

(イ) 「6～10階建」以上の区分を統合する。

(ウ) 「11～14階建」以上の区分を統合する。

(世帯が住んでいる階)

実数ではなく、階級で提供する。また、地域区分により、以下のとおりの匿名化措置を行う。

(ア) 匿名化措置なし

(イ) 「3～5階建」以上の区分を統合する。

(ウ) 「6～10階建」以上の区分を統合する。

(エ) 「11～14階建」以上の区分を統合する。

9 スワッピング

地域情報は強力な識別情報となり得ることから、一部世帯を他の地域の類似世帯に入れ替える。

匿名データのチェックリスト（世帯調査用）
「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」
（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）準拠

匿名データを作成する統計データの名称及び年次

統計調査名：国勢調査

調査年：平成 12 年及び 17 年

1 地理的情報

- (1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル : 都道府県、人口 50 万以上の市区

②地理情報の加工の有無 : 有 無

項目：市区町村コード、調査区番号、世帯番号・調査区内連番など

方法：人口 50 万未満の市区町村コード、調査区番号、世帯番号・調査区内連番などを削除するとともに、世帯単位にランダムに並べ替えを行う

- (2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報 : 有 無

- (3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無 : 有 無

地理情報のレベル : 都道府県、人口 50 万以上の市区

- (4) ある特定の種類の施設であることが明らかになりますか。

特定の種類の施設の情報 : 有 無

項目：「世帯の種類」における「寮・寄宿舎の学生・生徒」、「病院・療養所の入院者」、「社会施設の入所者」、「自衛隊営舎内居住者」及び「矯正施設の入所者」

方法：施設を特定する符号を削除する

2 世帯の識別情報

- (1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

世帯の種類、世帯人員、世帯の家族類型、家計の収入の種類（平成 12 年調査）、住居の種類・住宅の所有の関係、住宅の床面積、住宅の建て方、建物全体の階数、世帯が住んでいる階

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください。）

項目：世帯の種類

方法：「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分を提供する。「施設等の世帯」の内訳は提供しない。

項目：世帯人員

方法：「一般世帯」について、地域区分により、世帯人員が7～9人以上いる世帯を削除。「施設等の世帯」については提供しない。

項目：世帯の家族類型

方法：6区分による提供

項目：家計の収入の種類（平成12年調査）

方法：提供しない。

項目：住居の種類・住宅の所有の関係

方法：住宅の所有の関係について、「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」を統合、「給与住宅」及び「間借り」を統合。「住宅以外に住む一般世帯」の内訳は提供しない。

項目：住宅の床面積

方法：実数ではなく、階級で提供。「200～249m²」及び「250m²以上」を統合

項目：住宅の建て方

方法：「長屋建」及び「その他」を統合

項目：建物全体の階数

方法：実数ではなく、階級で提供。高層階の階数区分（「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」）を地域区分によって「6階以上」又は「11階以上」に統合

項目：世帯が住んでいる階

方法：実数ではなく、階級で提供。高層階の階数区分（「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」）を地域区分によって「3階以上」、「6階以上」又は「11階以上」に統合

(3) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置： 行っている 行っていない

項目：父子世帯

方法：削除

項目：年齢差の大きい夫婦のいる世帯

方法：年齢差が 25 歳以上の夫婦のいる世帯を削除

項目：年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯

方法：年齢差が 45 歳以上の親と子、年齢差が 14 歳以下の親と長子又は 19 歳以下の親と末子のいる世帯を削除

項目：世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯

方法：地域区分により、子供の数が 3 ~ 7 人以上いる外国人世帯を削除

3 個人の識別情報

(1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

年齢、世帯主との続き柄、国籍、5 年前の住居の所在地（平成 12 年調査）、労働力状態、就業時間、従業上の地位、産業(大分類)、職業(大分類)、常住地による従業地・通学地、利用交通手段(平成 12 年調査)

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください。）

項目：年齢

方法：5 歳階級で提供。85 歳以上をトップコーディング

項目：世帯主との続き柄

方法：「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」を統合

項目：国籍

方法：「日本人」及び「外国人」の 2 区分とし、外国籍の内訳は提供しない。

項目：5 年前の住居の所在地（平成 12 年調査）

方法：「他県から」及び「国外から」を統合

項目：労働力状態

方法：「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統合

項目：就業時間

方法：90 時間以上をトップコーディング

項目：従業上の地位

方法：「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」を統合

項目：産業(大分類)

方法：「農業」、「林業」及び「漁業」を統合。「鉱業」及び「建設業」を統合。「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合。「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を統合（平成 17 年調査）

項目：職業(大分類)

方法：「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合

項目：常住地による従業地・通学地

方法：「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」を統合

項目：利用交通手段（平成 12 年調査）

方法：「利用交通手段が 1 種類」について、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」及び「その他」を統合

4 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を探っていますか。誤差を付加する方法を探っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加： 採用している 採用していない

方法：一部世帯を他の地域の類似世帯に入れ替える。（スワッピング）

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング： 行っている 行っていない

方法：母集団の 1 %となるように、世帯の種類別に系統抽出を行う。

6 外部の情報

(1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： 有 無

情報：既存の統計表

方法：母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯を削除

(2) 母集団情報として利用している情報は何ですか。

- 国勢調査の調査区名簿
- 行政記録から作成した名簿（行政記録の名称：）
- その他（本調査自体が国勢調査であり、母集団情報として利用している情報は特段ない（調査対象は本邦内に常住している者全て）。）

7 その他

(1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

- 実施している 実施していない

方法：抽出した世帯（1%）を地域区分ごとに世帯単位でランダムに並べ替え

(2) サンプリング情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

ない

(3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

5年以上

(4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

ない

国勢調査調査票匿名データの提供項目と匿名化措置一覧
(平成12年)

掲載項目欄の凡例

- ：そのまま提供
- ：匿名化措置を講じて提供
- ：提供しない

識別情報欄の凡例

- レ：識別情報として考えられる項目

調査項目	提供項目	識別情報	匿名化措置	備考
調査年月	○			
市区町村コード				
都道府県	○			
市区町村	●	レ	・人口50万以上の市区のみ提供	
調査区番号	-	レ		
世帯番号・調査区内連番	-	レ		
世帯員番号	○			
世帯の種類	●	レ	・「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分を提供 ・「施設等の世帯」の内訳は提供しない	
世帯人員	●	レ	・「一般世帯」については、地域区分により、世帯人員が7～9人以上いる世帯を削除 ・「施設等の世帯」については提供しない	
世帯の家族類型	●	レ	・6区分による提供	
(再掲) 3世代世帯	○			
家計の収入の種類	-			
住居の種類・住宅の所有の関係	●	レ	・「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」を統合 ・「給与住宅」及び「間借り」を統合 ・「住宅以外に住む一般世帯」の内訳は提供しない	
住宅の床面積	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・「200～249m ² 」及び「250m ² 以上」を統合	
住宅の建て方	●	レ	・「長屋建」及び「その他」を統合	
共同住宅の階数				
建物全体の階数	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・高層階の階数区分(「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」)を地域区分によって「6階以上」又は「11階以上」に統合	
世帯が住んでいる階	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・高層階の階数区分(「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」)を地域区分によって「3階以上」、「6階以上」又は「11階以上」に統合	
出生の年月				
元号	-	レ		
年	-	レ	・出生年月は年齢に置き換える	
月	-	レ	・5歳階級で提供	
年齢	●	レ	・85歳以上をトップコーディング	
世帯主との続柄	●	レ	・「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」を統合	
男女	○			
配偶関係	○			
国籍	●	レ	・「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない	
現在の住居における居住期間	○			
5年前の住居の所在地	●	レ	・「他県から」及び「国外から」を統合	
在学か否かの別	○			
学校の種類・未就学の種類	○			
労働力状態	●	レ	・「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統合	
就業時間				
実数	●	レ	・90時間以上をトップコーディング	
14区分	○			
10区分	○			
(再掲) 40時間以下	○			
(再掲) 48時間以下	○			
従業上の地位	●	レ	・「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」を統合	
産業(大分類)	●	レ	・「農業」、「林業」及び「漁業」を統合 ・「鉱業」及び「建設業」を統合 ・「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合	
職業(大分類)	●	レ	・「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合	
常住地による従業地・通学地	●	レ	・「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」を統合	
利用交通手段	●	レ	・「利用交通手段が1種類」について、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」及び「その他」を統合	

国勢調査調査票匿名データの提供項目と匿名化措置一覧
(平成17年)

掲載項目欄の凡例

- ：そのまま提供
- ：匿名化措置を講じて提供
- ：提供しない

識別情報欄の凡例

- レ：識別情報として考えられる項目

調査項目	提供 項目	識別 情報	匿名化措置	備考
調査年月	○			
市区町村コード				
都道府県	○			
市区町村	●	レ	・人口50万以上の市区のみ提供	
調査区番号	-	レ		
世帯番号・調査区内連番	-	レ		
世帯員番号	○			
世帯の種類	●	レ	・「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分を提供 ・「施設等の世帯」の内訳は提供しない	
世帯人員	●	レ	・「一般世帯」については、地域区分により、世帯人員が7～9人以上いる世帯を削除 ・「施設等の世帯」については提供しない	
世帯の家族類型	●	レ	・6区分による提供	
(再掲) 3世代世帯	○			
住居の種類・住宅の所有の関係	●	レ	・「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」を統合 ・「給与住宅」及び「間借り」を統合 ・「住宅以外に住む一般世帯」の内訳は提供しない	
住宅の床面積	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・「200～249m ² 」及び「250m ² 以上」を統合	
住宅の建て方	●	レ	・「長屋建」及び「その他」を統合	
共同住宅の階数				
建物全体の階数	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・高層階の階数区分（「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」）を地域区分によって「6階以上」又は「11階以上」に統合	
世帯が住んでいる階	●	レ	・実数ではなく、階級で提供 ・高層階の階数区分（「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」）を地域区分によって「3階以上」、「6階以上」又は「11階以上」に統合	
出生の年月				
元号	-	レ	・出生年月は年齢に置き換える	
年	-	レ	・5歳階級で提供	
月	-	レ	・85歳以上をトップコーディング	
年齢	●	レ		
世帯主との続柄	●	レ	・「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」を統合	
男女	○			
配偶関係	○			
国籍	●	レ	・「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない	
労働力状態	●	レ	・「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統合	
就業時間				
実数	●	レ	・90時間以上をトップコーディング	
14区分	○			
10区分	○			
(再掲) 40時間以下	○			
(再掲) 42時間以下	○			
(再掲) 48時間以下	○			
従業上の地位	●	レ	・「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」を統合	
産業（大分類）	●	レ	・「農業」、「林業」及び「漁業」を統合 ・「鉱業」及び「建設業」を統合 ・「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合 ・「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を統合	
職業（大分類）	●	レ	・「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合	
常住地による従業地・通学地	●	レ	・「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」を統合	

平成12年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査はその17回目に当たる。

調査の時期

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成12年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和59年総理府令第24号)

調査の地域

平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
 - 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
 - 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
- なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船

船のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関等の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

平成12年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を16項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を6項目、合計22項目について調査した。

(世帯員に関する事項)

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 氏名 | (9) 在学、卒業等教育の状況 |
| (2) 男女の別 | (10) 就業状態 |
| (3) 出生の年月 | (11) 就業時間 |
| (4) 世帯主との続柄 | (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| (5) 配偶の関係 | (13) 仕事の種類 |
| (6) 国籍 | (14) 従業上の地位 |
| (7) 現在住居における居住期間 | (15) 従業地又は通学地 |
| (8) 5年前の住居の所在地 | (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |

(世帯に関する事項)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (4) 住居の種類 |
| (2) 世帯員の数 | (5) 住宅の床面積 |
| (3) 家計の収入の種類 | (6) 住宅の建て方 |

調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター)一都道府県一市町村一国勢調査指導員一国勢調査員の流れにより行った。

調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、取集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計及び結果の公表

集計は、総務省(平成13年1月5日以前は総務庁)統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を結果の公表から約1か月後に刊行する。

平成17年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国のも基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たる。

調査の時期

平成17年国勢調査は、平成17年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

平成17年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

（1）歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

（2）島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成17年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する

者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

平成17年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を12項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を5項目、合計17項目について調査した。

(世帯員に関する事項)

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 氏名 | (7) 就業状態 |
| (2) 男女の別 | (8) 就業時間 |
| (3) 出生の年月 | (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| (4) 世帯主との継続柄 | (10) 仕事の種類 |
| (5) 配偶の関係 | (11) 従業上の地位 |
| (6) 国籍 | (12) 従業地又は通学地 |

(世帯に関する事項)

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (4) 住宅の床面積 |
| (2) 世帯員の数 | (5) 住宅の建て方 |
| (3) 住居の種類 | |

調査の方法

平成17年国勢調査は、総務省（統計局）－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された約85万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、取集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計及び結果の公表

集計は、独立行政法人統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を結果の公表から約1か月後に刊行する。

匿名データの作成方法の概要

別添5

(1) 情報の削除

- ア： 識別情報の削除等 直接的な識別情報は、レコードから全面的に削除する。
また、レコードの配列順が意味をなさないように、無作為に並べ替えを行う。
- イ： 裾切りによるレコード削除 発生頻度の低いレコード及び特徴的な値があるレコードを含む世帯を削除する。
- ウ： 母集団一意等の削除 既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯を削除する。

(2) データの抽出、識別情報の階級区分統合、地域情報の入替

- ア： サンプリング 全世帯数(母集団)から1%の割合で抽出したデータを用いる。
- イ： トップコーディング 極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする。
- ウ： リコーディング 分類区分の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする。
- エ： スワッピング 一部世帯を他の地域の類似世帯に入れ替える。

